

意見書

令和元年5月7日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 へ

郵便番号：

〒105-0012

住所（所在地）：

東京都港区芝大門二丁目1番16号

MFビルB1階（株式会社イーサイド内）

団体名：

NGN IPoE 協議会（会長 石田慶樹）

連絡担当者：

NGN IPoE 協議会 事務局

電話番号：

03-6435-8789

メールアドレス：

contact@ipoe-c.jp

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成31年3月29日付けで公告された接続約款の変更案等に関し、別紙のとおり意見を提出します。

| 該当箇所 | 意見 |
|---|--|
| <p>[別添 5] 平成 31 年度の次世代ネットワークに係る接続料改定等に係る新旧対照表（東日本電信電話株式会社）pp.8-9</p> <p>附 則 （実施時期）</p> <p>1 この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施し、料金表の料金額については平成 31 年 4 月 1 日、第 2 項、第 3 項及び第 5 項については平成 31 年 1 月 1 日に遡及して適用します。ただし、この改正規定のうち、料金表第 1 表第 1（網使用料）2－4 第 4 欄イ(カ)～(ク)欄については当社の準備が整い次第、実施します。</p> <p>（I P 通信網との接続に係る機能の経過措置）</p> <p>2 平成 30 年 12 月末日時点で料金表第 1 表接続料金第 2 網改造料 1－1（網改造料の対象となる機能）第 53 欄ア欄において、以下の機能相当を利用している協定事業者は、本規定の適用後、以下の表の網改造料の対象となる機能（以下、本附則において本機能といいます。）を利用しているものとみなします。</p> <p><表は割愛></p> <p>3 本機能は料金表第 1 表接続料金第 2 網改造料 1－1（網改造料の対象となる機能）第 53 欄ア欄の補完的な機能と位置付け、平成 32 年 6 月末日まで、接続申込み及び接続用設備の設置の申込みの受付を実施するものとします。</p> <p>4 協定事業者は、協定事業者が第 25 条（接続用設備の設置又は改修の申込みの承諾）第 1 項第 5 号に規定する I P 通信網終端装置の増設の申込みを行う際、第 23 条（接続用設備の設置又は改修の申込み）第 1 項の申込みにより、第 3 項に規定する日までの間、同一の網終端装置を対象として、料金表第 1 表接続料金第 2 網改造料 1－1（網改造料の対象となる機能）第 53 欄ア欄の機能から本機能に変更することができるものとします。この場合において、当社は当該増設に係る第 28 条（完成通知）に規定する完成通知に記載した期日を含む月から当該網改造料を適用します。</p> <p>5 本機能は、本機能の I P 通信網終端装置に係る網改造料を、本機能を利用する協定事業者及び一般収容</p> | <p>事業者のニーズに基づいて提供されてきた C-X 型メニューについては、これまで、インターネットトラフィック増加に対して柔軟に対応できるメニューとして利用されております。IPoE 方式とは異なり PPPoE では各県単位の POI で接続できることから、その接続においてこうしたメニューの選択肢が存在することは、事業者にとって有益であり、仮に本メニューのような選択肢がなくなれば、増加し続けるトラフィックへの柔軟な対応が困難になるおそれがあり、円滑なインターネット接続に支障をきたしかねないと考えます。便益とコストとのバランスに応じて料金変動するとの考え方は合理性があることから、これまでと同様の接続条件で X 型が継続して提供されるよう、適切に接続約款の規定がなされることを希望します。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>局接続ルーティング伝送機能を利用する事業者が按分して負担するものとし、本機能を利用する協定事業者が負担する料金額は、本機能に係る I P 通信網終端装置の按分前の料金額を上限に、料金表第 1 表接続料金第 2 網改造料 1 - 1 (網改造料の対象となる機能) 第 53 欄ア欄の対象となる本機能と同一種類の I P 通信網終端装置 (以下この項において「同一網終端装置」といいます。) の増設基準で定めるしきい値を本機能の対象となる I P 通信網終端装置の増設基準で定めるしきい値で除した値に、料金表第 1 表接続料金第 2 網改造料 1 - 1 (網改造料の対象となる機能) 第 53 欄ア欄の場合の同一網終端装置の取得固定資産価額を乗じたものを取得固定資産価額として網改造料の算出式を準用して算定するものとします。</p> | |
|--|--|